

令和2年 教育委員会第2回臨時会 会議録

日 時 令和2年3月31日（火）

午後2時01分～午後3時15分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第11号「令和2年度教育委員会事務局幹部職員の異動」

【指導課】

(1) 議案第12号「幼稚園教育職員・九段中等教育学校教育職員の採用等について」

(2) 議案第13号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

(3) 議案第14号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

(4) 議案第15号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」

(5) 議案第16号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」

(6) 議案第17号「千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則」

(7) 議案第18号「千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則を廃止する規則」

(8) 議案第19号「千代田区立教育研究所処務規程の一部改正」

【文化振興課】

(1) 議案第20号「議案第10号『日比谷図書館文化財事務室処務規程の一部改正』の取り消し」

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 令和2年度教育委員会事務局一般職員の異動

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉
文化振興課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田 教育長

定刻を若干過ぎました。令和2年教育委員会第2回の臨時会を開催させていただきます。

まず、開会に先立ちまして、本日、傍聴申請があった場合には傍聴を許可するというをご了承ください。

それでは、令和2年教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日、教育委員の出席は全員でございます。

本日の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。今回はいいのですね。はい。

それでは、本日の日程でございますが、議事日程のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、指導課の議案の第12号でございますが、これについては秘密会という扱いをするかどうか、これから決をとりたいと思っております。

そして、きょうは文化振興課長がお見えになっておりますので、議案の一番下、文化振興課が議案第20号と書いてありますが、それを繰り上げて行うという扱いをし、そして、それからきょうの議案の順番どおりという進め方をしたいというふうに思っております。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 議案第11号「令和2年度教育委員会事務局幹部職員の異動」

指導課

- (1) 議案第12号「幼稚園教育職員・九段中等教育学校教育職員の採用等について」  
(2) 議案第13号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」  
(3) 議案第14号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」  
(4) 議案第15号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」  
(5) 議案第16号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」  
(6) 議案第17号「千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則」  
(7) 議案第18号「千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則を廃止する規則」  
(8) 議案第19号「千代田区立教育研究所処務規程の一部改正」

文化振興課

- (1) 議案第20号「議案第10号『日比谷図書館文化館文化財事務室処務規程の一部改正』の取り消し」

坂田教育長

それでは、日程第1、議案事項の第12号、幼稚園教育職員・九段中等教育学校教育職員の採用等につきましては、地教行法の条文の規定に基づきまして、非公開として取り扱いたいと思っております。後ほど、公開の会議が終わった後で非公開の議案とさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、この件について採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございますので、そのように扱わせていただきます。

さて、それでは、先ほど申しましたように、議案の第20号、鍵括弧で案件として、「議案第10号『日比谷図書館文化館文化財事務室処務規程の一部改正』の取り消し」ということでございます。その内容につきまして、本日、文化振興課長が出席をしておりますので、ご説明をお願いいたします。

文化振興課長

では、お手元に議案第20号と、あと教育委員会資料、3月31日、地域振興部文化振興課と政策経営部企画課の資料をご用意ください。

先日3月24日にご議決いただきました「日比谷図書館文化館文化財事務室処務規程の一部改正」の取り消しについて、本日お願いするものでございます。

取り消しの理由でございますが、室長を担当課長充て職とすることで現場における指揮監督権付与に伴う推進体制強化を図るという意図でありましたが、文化財事務室長を文化財担当課長が担うことによって、日常的に係長相当の職務を執行する必要性が生じ、担当課長本来の業務に支障が生じるおそれが新たに判明しました。

これらの課題を再検討した結果、係長職が室長を担い、日常業務を着実に執行する体制を確保しつつ、文化財担当課長が文化財事務室職員に対する職務上の指導を行うことで円滑な運営が期待できるとして、先日の議案の取り消しをお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。実は、前回の教育委員会で、係長級の室長を課長級にしましょうということで議案としてお諮りをさせていただきましたが、実はそうではなかったということなのです。課長としての籍は向こうにあるんですが、室長は依然としてその課長の下にいる係長さんが担うということが今回の改正の組織のありようであったということでございますので、従来からある、室長、イコール係長は変更がないということが発覚をいたしました。つきましては、前回の議決そのものを取り消したいということが趣旨でございます。そのことをご承認いただければということでございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

前回、これを改正したわけで、それを取り消すというときによくわからないのは、職員の人数は変わっていないのですよね。職員の人数が変わっていないとすると、その課長職で室長になった方がやる業務の割り振りで、この問題は解決するのではないかと。当初の変更した目的を遂行するのがいいのか、それとも、それでは悪いのかという問題になってくる。係長級がやらなければいけない業務を課長職の室長がやらなければいけないのだから、これはまずいのだというふうに言われると、その課長職の室長がやる業務をもう少し絞って、部下に対する指導というようなところに統一すれば、業務自身がふえるということではないだろうと。そういう意味では、なぜ戻さなければいけないのかがもう一つ理解できないなと思っています。

坂田教育長

はい。ということでございますが、そこについてはいかがでしょう。

文化振興課長

職員の人数は変わっていないということを委員がおっしゃられたのですが、文化財事務室の係員の人数は変更でございます。今回、事務職を1名ふやしたので、係の人数としては1名ふえております。それから、担当課長が今度新しく新設されましたので、その意味では人数がふえているということでございます。

金丸委員

質問の趣旨は、下手だったからよくわからなかったのかもしれませんが、要するに、もともと課長を室長にすることによって、多分組織的にはうまくいくという目的で、この前の提案があったのだろうというふうに私は理解しています。それで今回は、係長級の仕事を課長がやらなければいけないことが問題だというふうにこの説明を見ると見えるものですから、そうす

ると、室長がやる仕事はこれですよというふうにして、その仕事の配分を明確にすれば、何らこれを廃止しなければいけない原因にはならないのかと。唯一あるとすれば、今まで係長級の方が室長と言ったのに、あたかも格下げになるような感じになることは、労働意欲に対してマイナスになるというふうなことは考えられますけれども、そのことを除いたら、もとに戻す必要性がどこにあるのかというのがもう一つ理解できないので、その辺を詳しく教えていただきたいと思います。

坂田教育長  
文化振興課長  
坂田教育長  
文化振興課長  
坂田教育長  
文化振興課長

文化振興課長。

はい。

いかがでしょうか、今の。

すみません、お待たせしまして。

ご質問の趣旨はわかりますか。

文化財担当課長が文化財室長の職務を担ってしまうと、今度、文化財の係長の仕事が無くなってしまいうことで、文化財係長の職が無くなってしまいう形になってしまうので、それではまずいということで、今回、取り消しをさせていただきます。

金丸委員

もう一つ理解できないのだけれども、係長の職が無くなってしまいうのは、係長として、これをやるということが決まってさえいればいいのではないかというふうには私は思っているものだから、質問が出てくるのです。だから、係長の職が無くなってしまいう趣旨がどういいうところにあるかを教えていただくと、理解できるかもしれません。

子ども部長

区の組織を決めたときに、文化財の室長のところに係長を充てた形で組織形態が既にでき上がっていたのですけれども、それを、今回、担当課長をその室長に充てるというのは人事的には考えていなかったのですけれども、焦って充ててしまったことによつて、室長のところに課長職が入ってしまった。

そうすると、最初に、室長は係長職であつて、組織的に区全体でその室長は係長ですと決まっていたのに、室長は係長ですと区の中で組織をまず決めていたにもかかわらず、誤つて教育委員会で議決したことによつて、室長が課長ポストになってしまった。

その結果、もともと人事の内示で室長のところに張りつけていたにもかかわらず、この議決をしたことによつて、室長のところに張りついていた係長が、組織的に行き場が無くなってしまったのです。

ですので、では、その係長は行き場が無くなってしまったのではないかというこつで、これは大変だということ、焦つてやつた議決をもう一度戻して、室長はそのまま係長のままにして、担当課長は担当課長として、その室長ではなく、そのまま室長に対して上司の権限を使うということに。担当課長と室長は上下関係のようなままにしておかないと、この、室長で係長として決まっていた人が行くところが無くなってしまったということ、慌ててもとに戻したということなのです。

金丸委員 ということは、要するに係長の職の内容と、それから、室長の職の内容の精査をするということは、当初から考えずに課長を入れてしまった。だからいまになって困ってしまったということなのですか。

教育担当部長 これは、今回の組織改正の中で、この事務室はそもそも課に格上げしようというような趣旨の組織改正でなかったのでしょうか。それがうちのほうにうまく伝わっていなかったの、そこに課長を充てて課の扱いにしようとしたのだけれど、実は組織改正全体の話としては、そこはあくまでも係長が室長になるのであって、その上に文化財担当課長がいるという、そういうふうな組織だったのが、それが区長部局の人事側とこちら側でうまく調節できてなくて、齟齬が出てしまったと。

子ども部長 だから、本来ならば、組織改正の際に、この室長を課長にするということは、そこを課の扱いにするということにしなければいけないのですけれど、そういうような今回は改正がなかったの、それを我々がちょっと誤解してしまって、課の扱いにしようとしたので、そこについては、本来、室長になるべき係長が浮いてしまったということなのですか。

坂田教育長 完全に事務的なミスです。

文化振興課長 文化財担当課長は、これはどこに席があるのですか。

坂田教育長 事務室のほうにあります。

文化振興課長 では、そこに席は設けるけれども、そうすると、担当課長の職務というのは、室長とは、1つ、次元の違う仕事ですよ。

坂田教育長 はい。

文化振興課長 そうすると、今、文化振興課長として行っている職務が業務的には担当課長の職務になる。

文化振興課長 はい。

金丸委員 ということは、要するに、行政としての組織体制全体と、それから、この文化財との整合性が合っていなかったと。したがって、一旦戻して、全体との整合性をとると。それができないとまずいと。

子ども部長 そうです。はい、そのとおりです。

坂田教育長 というわけでございますので、今回の処務規程の先般議決をされたものを1回またもとに戻すという話でございますが、ほかにご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。

それでは、これは議案でございますので、改めて挙手をいただきたいというふうに思います。

「日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部改正」の取り消しについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございますので、そのように扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

文化振興課長 坂田教育長 ありがとうございます。

坂田教育長 はい。

子ども総務課長 それでは、まず順番が戻りまして、議案の第11号、令和2年度教育委員会事務局幹部職員の異動についてでございます。

子ども総務課長 総務課長、よろしく申し上げます。

子ども総務課長 それでは、議案第11号、教育委員会事務局幹部職員の異動でございます。

子ども総務課長 令和2年4月1日付転入・昇任等、それから、2番目として、令和2年3月31日付転出、3番目として、令和2年3月31日付退職ということで、異動については、ごらんいただいております名簿のとおりとなるということでございます。

坂田教育長 ご報告は以上です。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

坂田教育長 こういうことでございますので、ご了承いただければと思います。一応議案ということでございますので、賛否を問うということでございます。

坂田教育長 賛成の方の挙手をお願いいたします。

坂田教育長 (賛成者挙手)

坂田教育長 はい。どうもありがとうございました。ご了承をいただいたということでございます。

指導課長 それでは、続きまして、議案の第13号に参りたいと思います。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正でございます。

指導課長 13号から17号まで、1つずつ、指導課より説明をお願いします。

指導課長 それでは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。

指導課長 なお、ここから、議案第13号から16号までは、前回において協議をいただいたところということになります。

指導課長 それでは、議案第13号、4枚目のほうをごらんになってください。改正趣旨につきましては、(1) 超過勤務命令の上限規制の導入でございます。

指導課長 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、こちらの施行により、国家公務員の超過勤務命令の上限規制が導入されましたので、このことを踏まえて、幼稚園教育職員についても、超過勤務命令の上限規制を導入するものでございます。

指導課長 (2) は年次有給休暇に係る改正でございます。会計年度任用職員から引き続いて幼稚園教育職員になった場合の年次有給休暇について定めるものでございます。また、臨時的任用職員の年次有給休暇についても、所定の改正を行うものでございます。

指導課長 (3) が業務量の適切な管理でございます。こちらのほうは、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することが規定されたこ

とを受けまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正をされました。これに伴いまして、業務量の適切な管理等に係る規定を設けるものでございます。

改正概要につきましては、表のとおりでございます。

新旧対照表は、その前の3ページ分にわたっているところになっております。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

では、よろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。

それでは、ただいまのご説明いただいた幼稚園教育職員の勤務時間等の改正内容でございますが、なにかご質問はありますか。

(なし)

坂田教育長

はい。

それでは、決をとらせていただきます。

議案第13号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございますので、議決、成立をしたということにさせていただきます。

続きまして、議案第14号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正でございます。

引き続き、よろしく願いします。

指導課長

それでは、議案第14号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正についてでございます。

1枚目には新旧対照表、2枚目に改正趣旨等を載せさせていただいております。

改正の趣旨につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、幼稚園教育職員であった者が、退職後に引き続いて会計年度任用職員となった場合に、幼稚園教育職員としての期末手当の支給対象外職員とする。これに伴う所要の規定整備のほうを行うものでございます。

改正概要につきましては、そこに示させていただいているとおりでございます。

新旧対照表は1枚目、2枚の表裏でございます。

施行期日は、令和2年4月1日ということになっております。ただし、第5条第1項第9号の改正規定は公布の日ということになっております。

以上でございます。よろしく願いします。

坂田教育長

はい。ということでございます。今度は幼稚園教育職員の期末手当でございます。

ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

はい。

それでは、当案件について採決をいたします。

議案第14号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、可決、成立をしたということになります。

引き続き、議案第15号、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正でございます。

説明をお願いいたします。

指導課長

それでは、議案第15号、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則でございます。

表面が新旧対照表、2枚目のほうに改正趣旨等を記しております。

改正の趣旨は、「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」が通知されたことに伴って、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合について定めるものでございます。

改正概要、改正内容につきましては記してあるとおりでございます。

新旧対照表は1枚目になります。

施行期日は、公布の日から施行し、3月2日から適用するというところでございます。

よろしくをお願いいたします。

坂田教育長

はい。ということでございます。

ご意見、ご質問ございましたら、よろしいでしょうか。

金丸委員

1点だけ。具体的に、今、例えば東京都が、なるべく自宅でテレワークをしてくださいと、こういう要請がありますよね。この要請はここには入るんですか、入らないんですか。

指導課長

こちらのほうの基準は、そこに示してある感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というところに基づいているということでございます。基本的には新型コロナウイルスに感染した人もしくは親族が亡くなった人、例えば職場でなった人がいたりとか、子どもがかかって休校した場合というようなことになりますので、それぞれそこに事情が発生した場合においては、こちらの規則が適用されるということになります。例えば自粛要請とか、そういうものがあつた場合においてということになりますと、その所属長がこれに基づいて判断をして、適用できると判断するかどうかは、その所属長によると。

金丸委員

要するにテレワークをして、家から出ないようにしてくださいという東京都の知事の要請があつた場合に、文言からすると、要請になるではないかと。

指導課長 テレワークの場合は、勤務になっているはずですので。

金丸委員 けれども、実際には、テレワークだけではなくて、要するに出るなという要請ですよ、あれは。テレワークといっても、幼稚園の職員がテレワークなどほとんどできないわけですから、現場に行かないと。そうすると、そういう要請があったからといって、例えば幼稚園の職員が、「行きません」と言うと、どうなってしまうのかなという、もう極めて単純な質問です。

今のお話だと、要するに、みずからが保菌者になっている、もしくは重大な接触をしたことがあるというような要件がさらにこれに加わると考えていいのですかね。

指導課長 先ほど私が示した例と、それに加えて、そういう規制があるということに関しましては、そういった、今話したような諸条件がそこに要素として存在をしているという判断のもとで適用されるというふうに考えます。

坂田教育長 はい。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。

それでは、今議案でございますが、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正でございます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございます。ありがとうございました。

続きまして、議案第16号です。千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。

説明をよろしく申し上げます。

指導課長 それでは、議案第16号、千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する一部改正についてでございます。

改正趣旨でございます。東京都教育委員会の栄養教諭の人材育成及び各地区における食育推進体制のさらなる強化を図るために、栄養教諭の上位職を設置することとしました。

このことに伴いまして、県費負担教職員である栄養士または栄養教諭が管内の学校に配置されている区市町村教育委員会においても当該職の設置を規定する必要があるということでございます。

改正内容につきましては、栄養教諭の上位職である主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）を設置するということでございます。

新旧対照表は1枚目のおりでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

よろしく願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。という、栄養教諭にかかわる職の設置でございますが、ご意見、ご質問がございましたら。よろしいですか。はい。

それでは、採決をいたします。

議案第16号、千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するについて、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございますので、本案は成立をいたしました。

続きまして、議案第17号でございます。千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則でございます。

ご説明、よろしく申し上げます。

指導課長

それでは、議案第17号、千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

改正趣旨ですが、園経営に係る課題が長期化及び複雑化している現状を踏まえて、幼稚園教育管理職の業績評価の基準日及び対象期間について、見直しを行うものでございます。

改正概要ですが、幼稚園の教育管理職の業績評価は、4月1日から9月30日の前期と、10月1日から3月31日の後期に分けて、年2回行っております。一方で、小学校・中学校・中等教育学校の教育管理職及び一般教員、幼稚園の一般教員は、4月1日から3月31日までの1年間を対象期間として年1回の業績評価となっております。改正趣旨や他校種との整合も考え、年1回に改正するものでございます。

具体的には、評価基準日を現行の9月30日と3月31日の2つの基準日を3月31日の1つの基準日とします。また、前期及び後期の業績評価対象期間を4月1日から3月31日の1年間とするものでございます。

新旧対照表は議案文のとおりでございます。

施行期日は、令和2年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ということでございます。業績評価を年1回とするということでございます。

ご意見、ご質問がございましたら。

金丸委員。

金丸委員

内容については全然異存ないのですが、ほかの教職員とは別に、園の管理職だけが年2回評価があったというのは、何か特別の事情があるのではないかという感じを受けるのですね。その事情は一体何だったのだろうと。それが複雑化することによって1回になったのだという、その前の状態が何で2回だったのだろうかということ、もし分かるのならば、お教えいただけるとありがたいです。

指導課長

幼稚園の先生方は区の職員ということになりますので、区の管理職の、区全体の管理職の行政評価と合わせてやっていたということでございます。ですので、ここの部分だけ、ほかの幼稚園、小学校、中学校の教員、管理職とは浮いた形になっていたということでございます。

金丸委員

その点に関して、先ほどの件と似ていて、要するに全体の構成と違っていたから、先ほどはもとへ戻したほうがいいという話があったのではないです

か。これについてはそういう問題は起きないのでしょうか。

教育担当部長   ちょっと補足させていただきます。この問題は、結局、幼稚園教育管理職というのが区の職員であるという点では我々と同様なのですけれど、やはり教育の職員であるということでは、小中の管理職、校長先生、副校長先生と同じということになります。

                  どちらに寄せて考えるかということなのですが、先ほど指導課長からお話がありましたように、最近の傾向ですと、半年というよりも、むしろ問題の解決に長時間を要するような課題が非常にふえていますので、そういう意味ではやはり1年単位でやったほうがいいのではないかとということで、今まで我々に合わせていたのを、今度は小学校と同様に、そちら側に合わせるという形にさせていただきたいという、そういう趣旨でございますのでご理解いただきたいと思います。

坂田教育長   はい。という補足がございました。これは、一般の行政のほうは年2回でしたか。

子ども部長   管理職は年2回で、一般職員は1回。

坂田教育長   そうですか。なるほど。はい。教育職員としての評価のほうに合わせたということでございます。

                  ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

                  (なし)

坂田教育長   はい。

                  それでは、議案第17号の採決をいたします。

                  千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則の一部を改正する規則、賛成の方の挙手をお願いいたします。

                  (賛成者挙手)

坂田教育長   はい。賛成全員でございます。可決、成立をいたしました。ありがとうございます。

                  続きまして、議案第18号、千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則を廃止する規則ですね。

                  説明をよろしく申し上げます。

指導課長   それでは、議案第18号、千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の廃止についてでございます。こちらは、教育研究所で働いていらっしゃる教育研究専門員についてのことでございます。

                  廃止理由でございます。会計年度任用職員となります千代田区教育研究専門員の職は、令和2年度から会計年度任用職員となっていきます。そういった千代田区会計年度任用職員の任用等に関する規則、こちらのほうに基づきまして、この千代田区教育研究専門員の職をほかの会計年度任用職員と同様に規定をするため、もともとある千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則を廃止するというものでございます。

                  廃止年月日は、令和2年3月31日となります。

                  説明は以上です。よろしく申し上げます。



タルに、より把握をしていくことを目指してまいろうかと考えておりますが、やりながら、その業務量についてはどの辺にリミットがあるのかとか、より多くの力を投入したほうがよいと判断される場合も将来は出てくるのかなと思います、とりあえずは次年度兼務という形でやってみるということでございます。

金丸委員 よろしいでしょうか。佐藤課長の能力をもってしたら僕はできると思うのですけれども、こういう規程は、実は高いところで見るとはなくて、平均で見て、その平均の範囲でなら誰でもできるような形で規程をつくらなければいけないと思うのです。そういう意味で大丈夫なのかなという心配がもう一つございます。

指導課長 ご心配ありがとうございます。恥ずかしい限りでございますが、他区では、こういった研究所の所長に特別に統括指導主事を置いたりとか、そういった場合もございますので、今後、そういったことも視野に入れていく必要はあるのではないかとこのように考えています。

中川委員 この所長が指導課長と兼務していただくということは、私は千代田区全体の、今というか、起こっている問題を素早く解決するためにいいことではないかなと思うのです。ただ、やはり心配は、課長の勤務が過重勤務になってしまわないかなということで、今この課長がやっていただくということはまず決めるけれども、その後の組織づくりとか、それは一年かけてか、これからいい形にするにはもうちょっと人を充てたいとかということはやっていた方がいいのではないかなというふうに思います。

指導課長 たびたびではございますが、ご心配いただきありがとうございます。白鳥教室とか不登校のこととかが来年度のテーマになってくるのかなと思っておりますので、その部分に関しましては、指導課の白鳥教室とかだけではなくて、他部署との連携は非常に欠かせないものであると思っておりますし、その連携の部分も課題としても挙げられていましたので、いかにそこを有機的にやっていくのかということも考えています。

あと、先ほどお話しした5名の先生方、非常にアクティブに動いてくださって、今までも各学校を回っていただいています。今年度は2年次ではなくて、1年次の先生を見ていただくことで、かなり効果が高まって成長も見られました。

ただ、そういったところも年々、人数は変わってきますし、あと、具体的に、やはり事業の進め方とか、そういったことに関しては指導主事が本職で持っていますから、私だけがそこに携わるのではなくて、指導主事も有機的にかかわるということで、一緒に動く。今も、今年度は、指導主事は、年間合計で1,200回、学校へ参りました。そういったところに同行しながらやっていくという形でいい形に転換できないかなというふうには思っておりますので、今後、ひょっとしたら指導課訪問には研究所の専門員の先生方も一緒にいらして、ともに話すことで、情報を共有していくというようなことも考えられるかなと。さまざまな方法を駆使しながら、兼務する指導課長が体を

壊すことのないようにといたら変ですけど、オーバーワークにならないように仕組みづくりをしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

坂田教育長

はい。そうですね、今回、指導課長が所長の職を担うということになっています。その上にはもちろん部長もいて、部長が全体を統括管理するんですけども、教育研究所という1つのセクションが、教育委員会事務局とどう有機的に連携していくのかというのがずっと課題ではございました。今般、それを系統立ててというか、体系の中で整理をしていって、そのときの司令塔は誰がいいのだろうかということから議論して、今、指導課長という職にある者がやったほうが、この一貫した教育の体系の中では整理がつくだろうということでの、今般の改正でございます。

組織は常に現実に適応しながら、可変的に物事を考えていかなければいけないのは今後もそうですので、個人の資質によるものではないというふうにも思っておりますので、そこは私どもも見定めていかなければいけないし、事情変更があれば、また協議をしていただきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご質問がなければ、採決に移らせていただきます。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、議案第19号、千代田区立教育研究所処務規程の一部改正に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

#### (1) 令和2年度教育委員会事務局一般職員の異動

坂田教育長

では、日程第2の報告をやらせていただきます。

令和2年度教育委員会事務局一般職員の異動につきまして、子ども総務課長からご報告願います。

子ども総務課長

令和2年度教育委員会事務局一般職員・再任用職員（フルタイム）の異動につきましては、この内示書のとおりということで、4ページの最後までという形で予定がされております。

なお、新規採用の職員についてはまだ名前が入っておりませんので空欄になっております。

ご報告は以上です。

坂田教育長

はい。相当多くの方の出入りがございました。

何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですね。

(なし)

坂田教育長

はい。

それでは、報告は以上とさせていただきます。

それでは、5分間の休憩の後に議案第12号に入りたいと思います。

休憩いたします。

(休憩)